

栃木県警察組織犯罪対策推進本部の設置について（例規通達）

（平成23年10月17日）

（栃組一第5号ほか）

暴力団犯罪、銃器薬物対策及び来日外国人組織犯罪対策を一元的に掌握するとともに、組織犯罪対策第一課を始めとする本件警察の全ての部門が緊密に連携し、総合的な組織犯罪対策を策定するとともに、その効果的推進を図るため、警察本部に警察本部長を長とする組織犯罪対策推進本部を設置することを定めたもの。